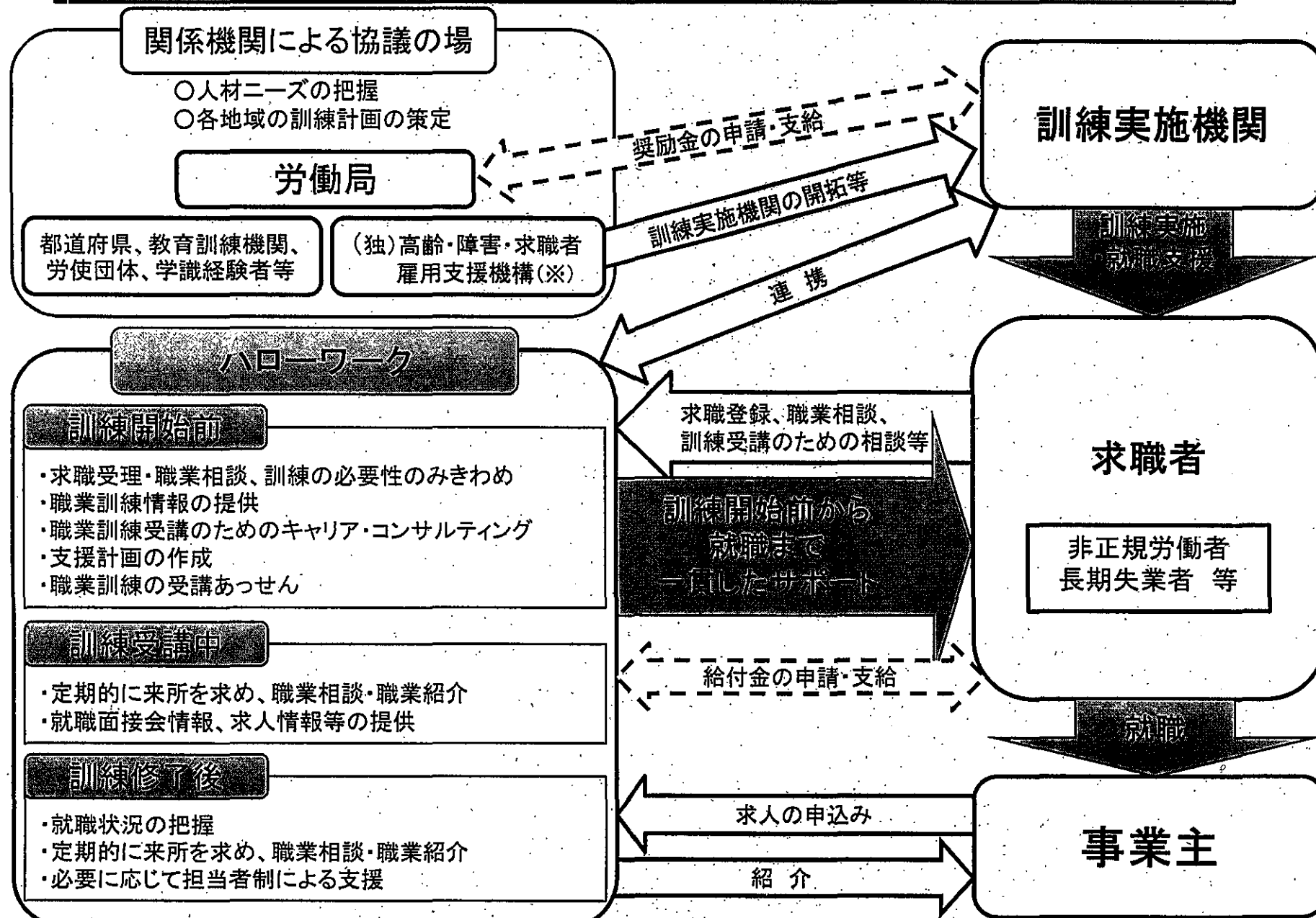


資料

No. 1 - 1

訓練受講者に対する就職支援について

新制度におけるハローワークを中心とした訓練・就職支援体制(案)



(※)独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案が成立した場合。

基金訓練におけるハローワークでの対応について

仕事を探している方(雇用保険を受給できない方等)



基金訓練開始前

<本人来所>

- 求職受理・職業相談、訓練の必要性についてのみきわめ
- 職業訓練情報の提供
- 職業訓練受講のためのキャリア・コンサルティングの実施
- ジョブ・カードの交付
- 職業訓練の受講あっせん
- 訓練・生活支援給付の受給資格認定要件の確認、申請書の受付



基金訓練受講中

<訓練機関を通じ>又は<本人来所>

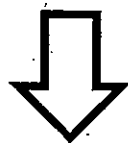
- 訓練実施機関に出張しての職業相談、セミナー
- 就職面接会情報、求人情報等の提供
- ハローワークへの誘導票の交付などによるハローワーク利用勧奨、支援ニーズの把握
- 職業相談・職業紹介



基金訓練修了後

<本人来所>

- 就職状況の把握
- 職業相談・職業紹介
- 必要に応じて担当者制による支援
- 引き続き職業訓練を希望する方への職業訓練情報の提供、職業訓練の再受講あっせん
- 未就職者への定期的な連絡による来所勧奨



就職

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

4 訓練受講者に対する就職支援について

① 訓練受講者に対する就職支援についてどのように考えるか。

【検討事項】

○ 訓練受講中及び訓練修了後の就職支援の方策について

【これまでの主な議論】

- ・ 求職者支援制度の創設に当たっては、就職に結びつくよう、ハローワークの機能を充実し、就職支援を行う必要がある。
- ・ 就職支援については、訓練受講中及び訓練修了後にキャリア・コンサルティングを行うことが重要ではないか。
- ・ 就職支援に当たっては、訓練受講中も含め、ハローワークと訓練実施機関が連携する必要がある。
- ・ 訓練受講者に対する就職支援の一つのツールとしてジョブカードを活用することも考えられる。

基金訓練受講者の就職までの流れ

新たに訓練を受講される人

① ハローワークへ求職申込み

② ハローワークで職業相談、
キャリア・コンサルティングを
受ける

○ ハローワークにおいて受講希望者の就職意欲の有無を確認し、就職する上で訓練による技能の向上が必要であると判断した場合には、受講希望者の訓練希望や適性を見極めつつ訓練の選考に誘導

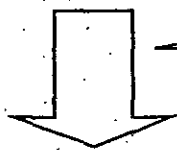
③ 受講申込み

④ 訓練実施機関による選考

○ 訓練実施機関において、当該訓練の受講の適性や能力・意欲等を確認するため、選考（試験、面接等）を実施

⑤ ハローワークによる
受講あっせん

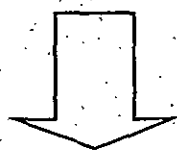
○ 訓練実施機関の選考により受講が可能とされた者に対し、受講あっせんを行う。



○ 訓練実施機関が訓練スケジュールを受講者に配布し、キャリア・コンサルティングの実施予定を提示。（職業横断的スキル習得訓練コース及び基礎演習コースにおいては3回以上。）

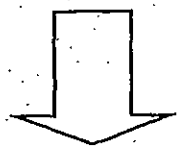
⑥ 訓練の受講開始

○ 訓練実施機関における就職支援（就職個別相談の実施、求人情報の提供、履歴書の書き方指導、就職マッチングイベント等の情報提供、ハローワークへの受講者の誘導、面接の指導は必ず実施。職業横断的スキル習得訓練コース及び基礎演習コースにおいては、ジョブ・カード作成指導も実施。）



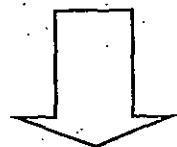
⑦ 訓練受講

○ ハローワークが訓練実施機関と連携して、①出張相談、出張セミナー、②求人情報や就職面接会開催情報、継続受講できる訓練情報の提供、③ハローワークへの誘導票の交付などによる利用勧奨等



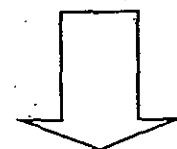
⑧ 訓練修了

○ ①機構都道府県センターから提供される「就職状況報告書」等を活用した未就職者の把握（※）、②未就職者への定期的な連絡



⑨ ハローワークに来所

○ ①担当窓口において、希望職種等の求職希望を確認し、ハローワークが行う支援サービスの内容を決定、②必要に応じて、担当者制によるきめ細かな支援（モデル実施）、③継続受講できる訓練情報の提供、他の訓練への誘導



⑩ 就職

よりレベルの高い訓練へ

（※）報告書の回収率が80%未満（訓練修了時）又は60%未満（訓練修了3ヶ月経過後）の場合、同種コースの認定申請時には改善計画の提出が必要であり、再び回収率が80%未満又は60%未満の場合には、同種のコースは認定しない。

訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング及び 訓練修了者に対する就職支援のための体制整備（平成23年度予算概算要求）

緊急人材育成支援事業による訓練や求職者支援制度による訓練等の受講希望者に対するキャリア・コンサルティングの実施及び訓練修了者に対する就職支援体制を強化する必要があるため、全国の労働局及びハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、訓練修了者に対する就職支援のための体制整備を図る。

（就職支援ナビゲーター）
ハローワーク

職業訓練受講前

- ① 職業訓練関連情報の収集・提供
- ② 地方自治体等が実施する就職支援施策の情報収集・提供
- ③ 求職者に対するキャリア・コンサルティング
- ④ 訓練・生活支援給付等の周知・説明、申請書受付・確認等

職業訓練受講中

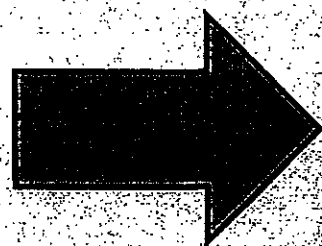
- ① 訓練・生活支援給付の申請書確認（1か月ごと）
- ② 訓練実施機関と連携した就職支援

職業訓練受講終了後

- ① 訓練修了者に対する担当者制による就職支援等
- ② 引き続き職業訓練の受講が必要な方に対する職業訓練関連情報の提供、キャリア・コンサルティング

ハローワークにおける職業訓練受講のための キャリア・コンサルティング

ハローワーク
における
職業相談の
実施



就職可能性を
高めるために
職業訓練が必
要

職業訓練受講のための キャリア・コンサルティング

- 求職者本人の希望条件、職業能力、求職活動状況等の把握



- 本人の希望する仕事への就職可能性を高めるため、適切な訓練への誘導
- ジョブ・カードの交付等

基金訓練実施機関における就職支援の内容

	基金訓練
訓練実施機関における就職支援の内容（例）	● 職務経歴書・履歴書の作成指導（必須） ● 就職個別相談の実施（必須） ● 面接指導（必須） ● 求人情報の提供（必須） ○ 職業紹介（無料職業紹介の届出又は許可ある場合／有料職業紹介の許可ある場合のみ） ○ キャリア・コンサルティング （職業横断的スキル習得コース及び基礎演習コースでは3回以上必須） ○ キャリア・コンサルタントを招へいた個別相談 ○ ジョブ・カードの作成指導 （職業横断的スキル習得コース及び基礎演習コースではジョブ・カード講習修了者等の配置と併せて必須） ○ ジョブ・カード作成相談支援機関への受講者の誘導 ● 公共職業安定所への受講者の誘導（訓練修了前1か月前後に求職活動のための時間を確保すること）（必須） ● 就職マッチングイベント等の情報提供（必須） ○ 職場見学等の機会提供 ○ 地域の雇用情勢等に関する就職講話 等 ※ 訓練実施機関は、就職支援の内容について、事前に訓練計画に明記。 訓練実施機関は訓練受講者に対し、受講開始時までに訓練スケジュールを配布し、キャリア・コンサルティングの実施予定を提示。 ※ 機構は訓練期間中に月1回を目途に訓練及び就職支援の実施状況を調査し、的確に実施されていない場合には、必要な指導、助言を行う。

（●は「基金訓練の認定基準において基金訓練の実施機関が必ず行うこととしているもの）



基金訓練の認定基準（概要）

※ 平成 22 年 8 月 9 日改正分には下線

○ 実施機関

専修学校、各種学校、教育訓練企業等の民間教育訓練機関、大学・短期大学（大学院）、事業主、職業訓練法人、NPO法人、社会福祉法人、認定職業訓練施設、農林業の団体、事業主団体等

○ 定員

概ね 10 人～30 人

○ 訓練内容

職業横断的スキル習得訓練コース、新規成長・雇用吸収分野等訓練コース（基礎演習コース、実践演習コース）、社会的事業者等訓練コース

○ 訓練期間及び訓練時間

- ・ 訓練時間は、1 日 5～6 時間を標準とし、1 か月 100 時間以上
- ・ 職業横断的スキル習得訓練コースの訓練期間は、3 か月程度
- ・ 新規成長・雇用吸収分野等訓練コースのうち、基礎演習コースの訓練期間は 3～6 か月程度、実践演習コースの訓練期間は 3～6 か月程度
- ・ 社会的事業者等訓練コースの訓練期間は、3 か月～1 年程度

○ 講師は、教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者であって、教育訓練を適正に運営することができる者を確保すること

○ 修了証の発行

習得した知識・技能が修了に値すると認められ、さらに 8 割以上の出席をもって修了とする

○ 実施コース

直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの等は対象としない

○ 受講者に対する就職支援

訓練期間中及び訓練修了後を通じて受講者に行う就職支援の内容について、事前に訓練計画に明記すること

訓練スケジュールを受講開始時までに受講者に配布するとともに、キャリア・コンサルティングの実施予定を受講者に提示すること（基礎演習コースに加え、職業横断的スキル習得訓練コースにおいても 3 回以上）

職業横断的スキル習得訓練コース及び基礎演習コースについては、ジョブ・カード講習の修了者又は受講予定（訓練開始日前）の受講資格者を配置するか又は配置が確実に見込まれること

①就職個別相談の実施、②求人情報の提供、③履歴書の書き方指導、④就職マッチングイベント等の情報提供、⑤公共職業安定所への受講者の誘導、⑥面接の指導は必ず行うこと（これに加えて、職業横断的スキル習得訓練コース及び基礎演習コースにおいて

は、ジョブ・カード作成指導も実施)

○ 就職状況の報告

訓練修了者及び就職のために中退した者の訓練修了後3か月以内の就職状況等を報告すること

実施した訓練コースについて、下記①～③のいずれかに該当した実施機関が、同一都道府県内において、同種のコースの訓練計画の認定申請（2回目の申請）を行おうとする場合には、改善計画の提出が必要となること。2回目の申請に基づくコースについて再び同一の要件に該当することとなった場合には、それ以降、当該実施機関については、同一都道府県内の同種のコースは認定されないこと

① 就職率（訓練修了後3か月经過時点）：30%未満

② 就職状況報告書の回収率：80%未満（訓練修了時）又は60%未満（訓練修了後3か月经過時点）

③ 訓練受講者等からの苦情等を踏まえて、適正な訓練実施のための改善を中央職業能力開発協会から求められたこと

○ 受講者に対する相談体制

受講者等からのクレームに対して、誠意をもって適正に対応し、相談及び対応の経過が記録できる体制を確保すること

○緊急人材育成支援事業実施要領（抄）

（平成21年6月8日職発第0608002号・能発第0608020号）

5 実施機関による就職支援等の実施

実施機関は、訓練期間中及び訓練修了後を通じ、キャリア・コンサルティング、これを踏まえた訓練受講者の就職促進に努めることとする。実施機関が実施する就職支援等の内容については、その内容は訓練計画に明記するものとする。

なお、具体的な就職支援内容については、職場見学等の機会の提供（協会が実施するものへの協力を含む。）、ジョブ・カード等（職務経歴書・履歴書を含む。）の作成指導、面接指導、これらを含むキャリア・コンサルティング、求人情報の提供、職業紹介（無料職業紹介事業又は有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。）、訓練修了前1か月以降における求職活動のための安定所への来所勧奨、その他上記の支援を実施するための時間の確保等が考えられる。

○基金訓練の認定基準（抄）（平成22年7月13日中央職業能力開発協会達第12号）

（受講者に対する）

基金訓練修了時の対応

「ハローワークへの誘導票等」の交付
【訓練修了前】

(記載内容)

具体的な支援サービス
就職支援担当窓口、連絡先等
希望職種、就職時期等の就職希望 等



来所勧奨と支援ニーズの把握

ハローワーク → 訓練実施機関 → 本人 又は ハローワーク → 本人

就職状況報告書
【訓練修了時及び3か月後】



就職状況を把握

本人 → 訓練実施機関 → 機構都道府県センター → ハローワーク

必要に応じて本人に電話等で連絡



ニーズを把握するとともに、来所
を勧奨

ハローワーク → 本人

定期的な連絡



自発的に来所しない人に対しても
継続して働きかけ

ハローワーク → 本人

基金訓練修了後の就職支援について

<訓練修了>



ハローワークの基金訓練修了者・就職支援窓口

○初回来所・相談

- ・ 希望職種、就職時期等の就職希望
- ・ 求職活動のノウハウの有無等を確認



○必要な支援サービスの 内容を決定

- ・ 求人情報の提供
- ・ より高度な訓練のあっせん
- ・ 担当者制による支援



職業経験に乏しく、就職活動のノウハウがない者等必要な者には担当者制で支援

- ※ 就職ニーズの詳細な把握、キャリア・コンサルティング
- ※ 履歴書・職務経歴書の作成指導
- ※ 個別求人開拓
- ※ 模擬面接 など

※来所しない修了者には、電話等でコンタクトし、情報提供、来所勧奨

6月末までの修了コースの基金訓練修了者等の就職状況(訓練修了3ヶ月後)

コース数	回答のあった 修了者数	他の訓練を 希望する者の数	就職者数	就職率 就職者数÷(修了者数 －訓練希望者数)
2, 922コース	38, 814人	7, 927人	19, 809人	64. 1%

雇用保険受給の流れ

①ハローワークに求職申込み

②離職票提出

③受給資格決定

④失業の認定、支給決定

- ・4週間に1回、ハローワークに来所
- ・認定対象期間の就職活動状況の確認
- ・職業相談

就職活動

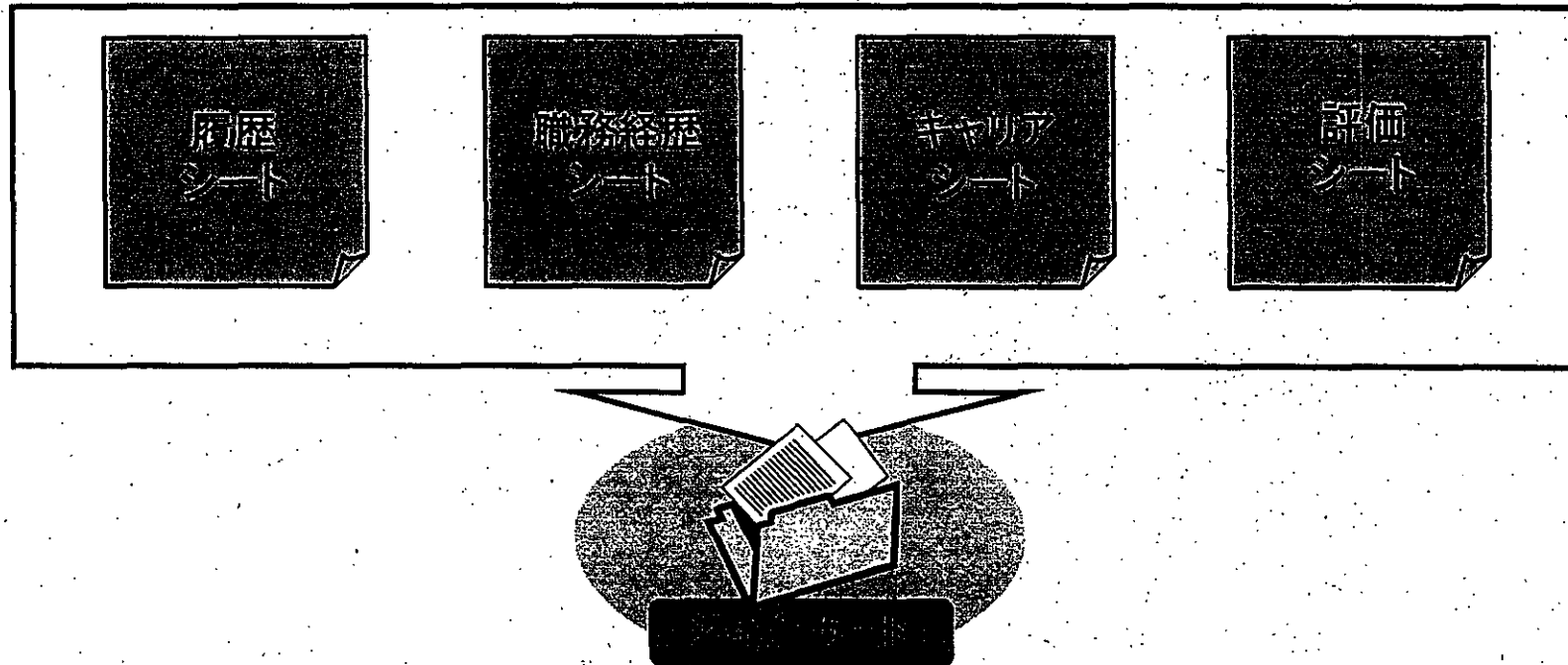
早期就職の意欲が高く、
支援の必要性が高い場
合には、担当者制による
支援を実施

- ・個別求人開拓
- ・履歴書の書き方指導
- ・面接シミュレーション

等

就 職

ジョブ・カードの内容と目標



☆ジョブ・カード様式は、より使いやすいものとするために簡略化し、平成22年7月15日から使用を開始している。

ファイル全体を「ジョブ・カード」と総称。

ハローワーク等で登録キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングを受けることによって作成。

ジョブ・カード取得者数
2020年までに300万人
(新成長戦略)

職業能力形成プログラムの修了者に対しては、「評価シート」が交付。

職業能力形成プログラム修了者数
2012年度までに40万人
(ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」)

※ジョブ・カード取得者数については、ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」の中で、2012年度までに100万人という目標も設定されている。

ジョブ・カード制度の推進状況

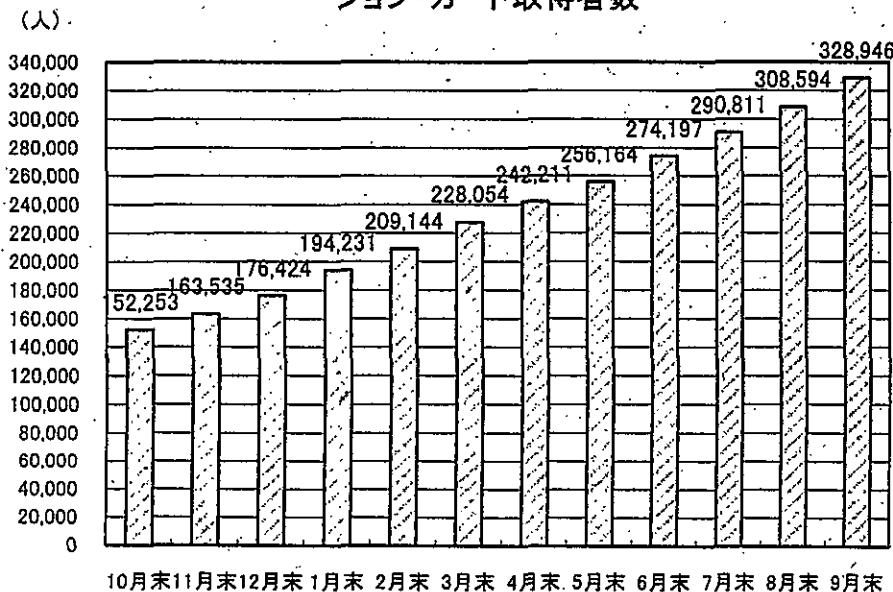
- ジョブ・カード取得者数: 約32万9千人
- 職業能力形成プログラム受講者数: 約10万6千人
 - ・雇用型訓練受講者数: 約2万人
 - ・委託型訓練受講者数: 約8万6千人
- 訓練修了後3か月後の就職率
 - ・雇用型訓練: 82.4%(*1)
 - ・委託型訓練: 72.4%(*2)

(注)ジョブ・カード取得者数は平成22年9月末時点。雇用型訓練は平成22年10月末時点、委託型訓練は平成22年9月末時点。(制度が創設された平成20年4月からの累計)

※1:平成22年4月～平成22年6月末までに訓練を修了した者に係る値

※2:平成22年4月～平成22年6月末までに訓練を修了した者に係る値

ジョブ・カード取得者数



職業能力形成プログラム受講者数

